

平成二十二年一月二十九日受領
答 弁 第 二 二 八 号

内閣衆質一七四第二八号

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

被疑者の取調べを録画等の方法により可視化することについては、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等（以下「勉強会等」という。）において幅広い観点から着実に検討を進めている段階であって、その結論を得る時期をお示しすることは困難である。勉強会等においては、当面、取調べの可視化の効果としてどのようなものが考えられるかなどの検討すべき論点を整理するとともに、諸外国の法制度等について調査・検討することとしており、鋭意、作業を進めているところである。

三について

千葉法務大臣は、平成二十年六月四日及び平成二十一年四月二十四日、いずれも参議院本会議において、刑事訴訟法の一部を改正する法律案が採決された際、参議院議員として、これらに賛成したものと承知している。